

労働保険事務組合の皆様へ

# 平成25年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局へ  
申告・納付は6月3日(月)から7月10日(水)までに

## ◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) □枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からのみだしがないように注意してください。

<訂正方法> 

0	1	2	3	4	5	6	7

 訂正印は不要です。

なお、領収済通知書(納付書)に記入する納付額は訂正できません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。(最寄りの監督署、労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。  
なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書の□枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。
- (5) 申告書の記載内容について、厚生労働省が委託した業者より照会させていただく場合があります。

・特別加入者が給付基礎日額を変更する場合は、年度更新期間中に給付基礎日額の変更申請の手続が必要になります。

《労働保険お知らせページ》

[http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916\\_1.htm](http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm)

～電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です～  
是非ご利用ください。(詳しくはP.30を参照)

## 主な事項の目次

- ① 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法 ..... P. 3
- ② 労働保険対象者の範囲 ..... P. 4
- 《継続事業》
- ③ 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例 ..... P. 6
- ④ 保険料・拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例 ..... P. 8
- ⑤ 申告書の記入要領及び記入例 ..... P.10
- ⑥ 還付請求する場合について ..... P.17
- 《一括有期事業》
- ⑦ 一括有期事業の申告書の書き方 ..... P.18
- ⑧ 一括有期事業報告書(様式第7号)の記入 ..... P.22
- ⑨ 一括有期事業総括表の書き方・記入例 ..... P.24
- ⑩ 建設の事業の申告書の書き方・記入例 ..... P.26
- 《共通事項》
- ⑪ 一般拠出金の申告・納付について ..... P.28
- ⑫ 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について ..... P.29
- ⑬ 電子申請による年度更新手続について ..... P.29
- ⑭ 年度更新手続はパソコンから行うことができます!! ..... P.30

### 労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月3日**から**7月10日**までの間に行ってください。

**手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。**

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業ごとに定められた保険料率**を乗じて算定します。

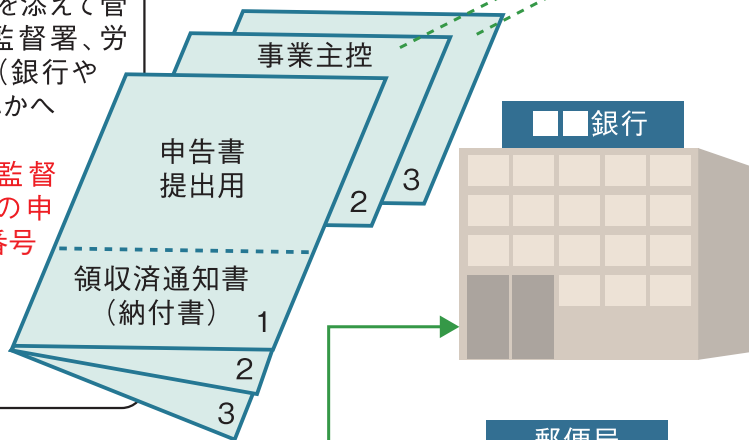


# 1 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

申告書を作成したら、下記の方法により提出・納付します。

事業主控は保存しておく

申告書の2枚目と3枚目の上部を切り離し、労働保険料と一般拠出金を添えて管轄の労働基準監督署、労働局、金融機関（銀行や郵便局）のいずれかへご持参ください。  
 なお、労働基準監督署では、所掌3の申告書（労働保険番号の3桁目が「3」のもの：藤色と赤色）の申告・納付はできません。



銀行や郵便局（ゆうちょ銀行）へ申告書と納付書を切り離さずにお出しになれば申告書（提出用）は労働局あて送付されますが、もし返却された場合はお手数ですが申告書内訳等と共に、管轄の労働局あてにお送りください。

申告書内訳、一括有期事業報告書、一括有期事業総括表は銀行及び郵便局では受付することができませんので、管轄の労働基準監督署・労働局へご持参いただくかお送りください。

いずれか

## 来庁による方法

申告書は3枚すべて管轄の労働基準監督署または労働局へご持参ください。  
 その際、申告書内訳、一括有期事業総括表及び一括有期事業報告書もあわせて提出してください。  
 郵送での提出も可能ですが、その場合予め事業主控は切り離していただくか、受付印が必要なときは返信用の封筒を同封してください。  
 なお、口座振替制度ご利用の事務組合については、労働局へ直接ご提出ください。

報告書

総括表

## ●労働保険料の納期

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	11月14日	2月14日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

※納期限及び口座振替納付日が休日の場合は、翌営業日が納付日となります。

- ★申告・納付期日最終日である7月10日（水）は、労働局・監督署 銀行・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
- ★第2期、第3期の納付書は各納付期限の概ね10日前に送付いたします。
- ★納付を怠った場合、延滞金が徴収されます（年率14.6%。ただし、初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます。）。

## 2 労働保険対象者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
<p><b>基本的な考え方</b></p>	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、<b>名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</b></p> <p>また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ②<b>31日以上</b>の雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。</p> <p>ただし、次に掲げる労働者は除かれます。</p> <p>○季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4か月以内の期間を定めて雇用される者</li> <li>・1週間の所定労働時間が30時間未満である者</li> </ul> <p>○昼間学生</p> <p>○65歳以上で新たに雇用される者</p>
<p><b>個々の労働者の届出</b></p>	<p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p>	<p><b>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</b></p> <p>また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。</p> <p>労働者から役員へ変わった場合は、公共職業安定所へ別途ご確認ください。</p>
<p><b>法人の役員(取締役)の取扱い</b></p>	<p><b>代表権・業務執行権(注1)を有する役員は、労災保険の対象となりません。</b></p> <p>①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>	<p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的性格の強いものであって、雇用関係(注2)があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①代表取締役は被保険者になりません。 ②監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。</li> <li>○有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱いします。</li> <li>○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。</li> <li>○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでないかぎり被保険者とはなりません。</li> </ul> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	<p>法人、個人事業問わず、事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと</p>
出向労働者	<p>出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金を含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。</p>	<p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p>
派遣労働者	<p>・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>	<p>・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であること</p> <p>②31日以上雇用見込みがあること</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>
日雇労働者	<p>すべて対象者となります。</p>	<p>労働者の申請により、申請者に対して日雇労働被保険者手帳が交付されます。この手帳を保持している者を雇用する場合、別途印紙保険料の納付(手帳へ貼付)が必要となります。</p>

(注1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。



### 3 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例

⑪…平成24年4月1日から平成25年3月31日までに使用した労災保険対象者の数(各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)の数)と雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により(「(8)うち高齢労働者分」欄には、任意加入による高齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は除く。)記入し、その合計(㉑欄、㉒欄及び㉓欄には㉑欄、㉒欄及び㉓欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、㉔+㉕欄には、㉑欄の額に㉒欄の額を加えた額を記入し、㉖欄には、㉑欄から㉓欄の額を差し引いた額を記入してください。)をそれぞれの欄に記入してください。なお、合計欄の平均労働者数等については、次により記入してください。

(1) 「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、平成24年度中の1ヵ月平均使用労働者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)

$$\left[ \frac{\text{平成24年度の各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)の使用労働者数の合計}}{12 \left( \begin{array}{l} \text{ただし、平成24年度中途に保険関係が成立し} \\ \text{た事業にあっては、保険関係成立以後の月数} \end{array} \right)} \right] \text{以下同じ}$$
 を記入してください。

(2) 「1ヶ月平均被保険者数」欄には、前年度における1ヵ月平均被保険者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。

(3) 「1ヵ月平均高齢労働者数」欄には、前年度における1ヵ月平均高齢労働者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。

※ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切上げて1名としてください。  
また平均人数に「賞与人数」は含めません。

⑫…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の承認されている給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、㉑欄には、その合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入してください。

⑬…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の希望する給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、㉑欄には、保険料算定基礎額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入し、㉑+㉒欄には、㉑欄の額に㉒欄の額を加えた額を記入してください。

⑭…各欄は次により記入してください。

(1) 平成25年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の50/100以上、200/100以下の場合(高齢労働者を使用している場合は、賃金総額の見込額及び高齢労働者の賃金総額の見込額が50/100以上、200/100以下の場合)には、「㉑合計」欄に「前年度と同額」と記入し、㉑欄から㉑欄までは記入しないでください。

(2) (1)以外の場合には次により記入します。

(イ) 賃金総額の見込額及び高齢労働者の賃金総額の見込額がともに50/100未満、200/100超になる場合

㉑欄は、平成25年度における1日平均使用労働者数の見込数(延使用労働者数を所定労働日数で除したものを)、㉒欄は、平成25年度における1ヵ月平均被保険者数の見込数(使用労働者全員が雇用保険法の適用を受ける場合は、前記㉑の1日平均使用労働者数の見込数)を、㉓欄は、平成25年度の支払賃金総額の見込額を、㉔欄は、平成25年度の賞与等臨時支払賃金の見込額を記入し、㉕欄に、㉑欄の額と㉓欄の額との合計(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。

なお、各欄の( )内には、高齢労働者に係る平成25年度の賃金総額の見込額又は高齢労働者数等を記入します。

(ロ) 高齢労働者の賃金総額の見込額のみ50/100未満、200/100超になる場合

「労災保険」欄については、㉕欄のみに「前年度と同額」と記入します。「雇用保険」欄については、賃金総額の見込額は「㉑合計」欄のみに㉑欄の㉑の額を転記し、高齢労働者の賃金総額の見込額については、上記(イ)に準じて記入します。

(ハ) 賃金総額の見込額のみ50/100未満、200/100超になる場合

「労災保険」欄及び「雇用保険」欄の賃金総額の見込額については、上記(イ)に準じて作成します。高齢労働者の賃金総額の見込額については、㉕欄の( )のみに㉑欄の㉑の額を転記してください。

組様式第4号

① 労働保険番号	府県	市町村	基幹番号	枝番号	③ 事業の名称
×	×	×	×	×	
② 雇用保険事業所番号	×	×	×	×	④ 事業の所在地
×	×	×	×	×	
					⑤ 事業主の氏名
区分 月別内訳	労災保険及び一般拠出				
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指 を受け労働に従事し、賃金 を得ている者等(裏面参照))			
平成24年4月	11人	2,768,898円	1人	363,510円	
5月	11	2,759,845	1	366,809	
6月	11	2,738,461	1	368,177	
7月	11	2,749,515	1	354,923	
8月	11	2,821,268	1	362,118	
9月	11	2,722,413	1	363,949	
10月	11	2,899,716	1	363,668	
11月	11	2,896,855	1	365,919	
12月	11	2,873,226	1	360,563	
平成25年1月	11	2,875,869	1	362,115	
2月	11	2,783,193	1	361,992	
3月	11	2,767,933	1	372,334	
賞与等24年7月		5,591,225		752,115	
年12月		6,670,719		897,325	
年月					
合計		45,919,136		6,015,517	
⑫ 平成24年度確定		承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	特別加入者氏名	割合
		12,000円	4,380,000円	〇〇〇〇	
		10,000円	3,650,000円	〇〇〇〇	
		円	円		
		円	円		
		㉑	8,030千円	合計	㉑+

⑦…事業の概要(製品名、製造行程等)を具体的に記入してください。

⑩…労働保険料の延納(分納納付)の申請を希望する場合にはイを○で、希望しない場合にはロを○で囲んでください。

労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主控)

の名称 ○○工業(株) TEL XX (XXXX)XXXX  
 〒(XXXX-XXXX)  
 の所在地 ○○市○○-○○-○  
 主の氏名 ○○ ○○ ⑥ 作成者氏名 ○○ ○○

⑦事業の概要(具体的に記入してください。)  
 スプーン、ナイフ、フォーク等  
 食卓用刃物の製造業  
 ※⑧業種 6301

⑨特掲事業  
 イ、該当する ○ 該当しない  
 ⑩平成25年度概算の延納  
 ① する ロ、しない  
 (分納納付(支戻) (一括納付(1回)))

⑪ 平成24年度確定賃金総額												
と提出金対象労働者数及び賃金				雇用保険対象被保険者数及び賃金								
賃金の 者の指示 賃金 参照)	(3) 臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)		(4) 合計 (1)+(2)+(3)		(5) 被保険者 (日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。 なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く (裏面参照))		(6) 役員で被保険者扱いの者 (給与支払等の面から労働者の性格の強い者 (裏面参照))		(7) 合計 (5)+(6)		(8) うち高齢労働者分 (平成24年4月1日現在において満64歳以上の者(昭和23年4月1日以前に生まれた者))	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
3,510	0	0	12	3,132,408	11	2,768,898	1	363,510	12	3,132,408	2	484,550
6,809	1	154,554	13	3,281,208	11	2,759,845	1	366,809	12	3,126,654	2	497,384
8,177	1	142,100	13	3,248,738	11	2,738,461	1	368,177	12	3,106,638	2	516,290
4,923	1	158,350	13	3,262,788	11	2,749,515	1	354,923	12	3,104,438	2	488,765
2,118	1	166,611	13	3,349,997	11	2,821,268	1	362,118	12	3,183,386	2	499,736
3,949	1	157,300	13	3,243,662	11	2,722,413	1	363,949	12	3,086,362	2	514,008
3,668	1	183,659	13	3,447,043	11	2,899,716	1	363,668	12	3,263,384	2	483,606
5,919	0	0	12	3,262,774	11	2,896,855	1	365,919	12	3,262,774	2	499,160
0,563	0	0	12	3,233,789	11	2,873,226	1	360,563	12	3,233,789	2	489,808
2,115	0	0	12	3,237,984	11	2,875,869	1	362,115	12	3,237,984	2	499,160
1,992	0	0	12	3,145,185	11	2,783,193	1	361,992	12	3,145,185	2	498,865
2,334	1	176,401	13	3,316,668	11	2,767,933	1	372,334	12	3,140,267	2	475,688
2,115		0		6,343,340		5,591,225		752,115		6,343,340		952,736
7,325		0		7,568,044		6,670,719		897,325		7,568,044		1,142,651
5,517	1,138,975		12	53,073,628	45,919,136		6,015,517	12	51,934	2	8,042	
				③ 53,073千円				④ 51,934千円			⑤ 8,042千円	
				⑥+⑦ 61,103千円				⑧(④-⑤) 43,892千円				

⑬ 平成25年度概算		⑭ 平成25年度 賃金総額の見込額		⑮ 雇用保険料免除高年齢労働者氏名(生年月日)		予備欄
希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	労災保険	雇用保険			
14,000円	5,110,000円	人	人	○○○○	(明・大・昭)14・12・22	
10,000円	3,650,000円	人	人	○○○○	(明・大・昭)14・1・17	
		① 常時使用者数	② 雇用保険被保険者数			
		③ 支払賃金総額の見込額	④ 賞与等臨時支払賃金の見込額			
①+② 61,833千円	① 8,760千円	①(③+④) 千円 (前年度と同額)	②(③+④) 千円 (前年度と同額)		(明・大・昭) (明・大・昭)	

⑮…⑪の(8)欄に該当する雇用保険料免除高年齢労働者の氏名と生年月日(明治生まれの場合は「明」を○で、大正生まれの場合は「大」を○で、昭和生まれの場合は「昭」を○で囲んでください。)を記入してください。  
 なお、7名以上になる場合には、別紙に記入のうえ添付し、提出してください。

⑨…雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業(以下「特掲事業」という。)に該当する場合にはイを○で、特掲事業に該当しない場合にはロを○で囲んでください。  
 (1) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業(園芸サービスの事業は除く。)  
 (2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。)  
 (3) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業。  
 (4) 清酒の製造の事業。



# 4 保険料・拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例

②…平成24年度概算保険料申告書に添付した申告書内訳に記入されている各委託事業主及びその後新規委託があったもの又は委託を解除したものを含めすべての委託事業主の名称を記入してください。

③…「労災保険率適用事業細目表」による事業の種類細目を記入してください(賃金等の報告の⑧欄)。

⑧…③欄に対応する労災保険率を労災保険率表により記入してください。  
 なお労災保険率メリット制適用事業については、メリット労災保険率を記入してください。

⑩…「賃金等の報告」の①の④欄を上段の(イ)に、①の額を中段の(ロ)に、⑧の額を下段の(ハ)にそれぞれ転記してください。

⑬…⑨欄の額と⑫欄の額を加えた額を規模区分別(④欄)の人数から、15人以下と16人以上)の該当欄に記入してください。  
 なお、小計欄には、規模区分別の件数、金額の合計を記入し、計欄には、規模区分別の金額の合計額を記入してください。

この申告書内訳は、労災保険率メリット制適用事業と、それ以外の事業とを別業とし、それぞれ委託事業場に振り出された枝番号順に記入してください。

なお、労災保険率メリット制適用事業分については、上部余白に「メリット適用分」と表示してください。

申告書内訳が2枚以上になる場合には、各業に必ず小計を記入し、別業の総合計分を設け、小計欄を合計欄と訂正し、総合計を記入してください。その際、事務組合の名称、所在地、代表者の氏名及び事務担当者氏名は別業の総合計分に記入し、記名押印又は署名をしてください。

この申告書内訳は、申告書の記載事項のチェック等に使用しますので、必ず提出してください。

⑭…次の区分により事業場数を記入してください。  
 甲…常時使用労働者数 1人～4人  
 乙…常時使用労働者数 5人～15人  
 A…労災・雇用両保険が成立している事業  
 B…労災・雇用どちらか一方のみが成立している事業  
 なお、雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては、「被保険者数」に基づいて記入してください。

⑮…雇用保険率1,000分の13.5に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を( )に記入し、別業の総合計分にもその額に13.5を乗じて得た額を記入してください。  
 ⑯…雇用保険率1,000分の15.5に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を( )に記入し、別業の総合計分にもその額に15.5を乗じて得た額を記入してください。  
 ⑰…雇用保険率1,000分の16.5に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を( )に記入し、別業の総合計分にもその額に16.5を乗じて得た額を記入してください。

⑨…⑦の(-)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)と⑦の(特)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を合算した額を(計)欄に記入してください。また労災保険率メリット制適用事業についても、同様の記入要領で記入してください。

年度の途中に増減額訂正申告を提出した事業所の分も忘れずに記載してください。

組様式第6号(甲)		労働保険番号A		府県		市町村		基幹番号		平成24年度		平成25年度		確定	
		××301		9		3		0		1		0		1	
① 労働保険 番号の 枝番号	② 事業場の名称	③ 業種	④ 労働者 数	⑤ 保険 関係	⑥ 労災保険			⑦ 雇用保険			⑧ 確定保険率 (規模区分別)		⑨ 合計額 (⑨+⑫)		
					⑦ 賃金総額	⑧ 労災 保険率	⑨ 保険料 (⑦×⑧)	⑩ 賃金総額	⑪ 雇用 保険率	⑫ 一般保険料 (⑩の⑪×⑬)	15以下	16以上			
001	〇〇工業(株) 〇〇 〇〇	6:3:0:1	12	両 保 険	(-)53,073 (特)8,030	6.5	(-)344,974 (特)52,195 (計)397,169	(イ)51,934 (ロ)8,042 (ハ)43,892	13.5	592,542	989,711				
004	スーパー〇〇	9:8:0:1	14	両 保 険	(-)12,485 (特)2,555	3.5	(-)43,697 (特)8,942 (計)52,639	(イ)11,321 (ロ)0 (ハ)11,321	13.5	152,833	205,472				
005	〇〇物産(株) 〇〇 〇〇	9:8:0:1	7	両 保 険	(-)19,920 (特)3,285	3.5	(-)69,720 (特)11,497 (計)81,217	(イ)18,563 (ロ)9,112 (ハ)9,451	13.5	127,588	208,805				
006	〇〇サービス(株) 〇〇 〇〇	9:3:0:1	2	両 保 険	(-)8,682 (特)3,650	5.5	(-)47,751 (特)20,075 (計)67,826	(イ)8,111 (ロ)0 (ハ)8,111	13.5	109,498	177,324				
007	〇〇印刷(株) 〇〇 〇〇	4:6:0:1	4	両 保 険	(-)21,418 (特)8,760	3.5	(-)74,963 (特)30,660 (計)105,623	(イ)19,633 (ロ)4,720 (ハ)14,913	13.5	201,325	306,948				
011	〇〇運送 〇〇 〇〇	7:2:0:3	9	両 保 険	(-)31,609 (特)3,832	9	(-)316,090 (特)34,488 (計)350,578	(イ)0 (ロ)0 (ハ)0	13.5	24,720	24,720	個別より移行 (20.10.11)			
012	〇〇農機(株) 〇〇 〇〇	5:6:0:2	5	両 保 険	(-)2,711 (特)0	5.5	(-)14,911 (特)0 (計)14,911	(イ)2,711 (ロ)0 (ハ)2,711	13.5	25,220	51,509	新規委託			
013	〇〇めっき(株) 〇〇 〇〇	5:5:0:1	10	両 保 険	(-)56,515 (特)5,110	7	(-)395,605 (特)35,770 (計)431,375	(イ)54,004 (ロ)3,643 (ハ)50,361	13.5	780,595	1,111,248				
計			63	両 保 険								8	3,085,505		
計			63	両 保 険								6	1,900,257		
計			8	両 保 険								2	344,479		
計			8	両 保 険								2	3,085,505		

※⑩(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑦(労災保険に係る賃金総額)の(-)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括については、一般拠出金算定対象とはなりません。

労働保険事務組合の名称 労働保険事務組合〇〇商店街振興組合 所在地 〇〇市〇〇  
 代表者の氏名 〇〇

⑭…⑦の(-)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。

⑰…段(点線の上の部分)には適用される労災保険率を記入してください。ただし、労災保険率メリット制適用事業については、新たに通知されたメリット労災保険率を記入してください。

下段(点線の下の部分)には「賃金等の報告」の「④+①」欄の額に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。

ただし、労災保険率メリット制適用事業については、「賃金等の報告」の④の①欄の額に上段の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)と③の①欄の額に上段の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を合算した額を記入してください。

⑱…すでに平成24年度概算保険料として申告した額を記入してください。ただし、平成24年度の中途に増減(増減額訂正)申告をしている場合は、その増減後の額を記入してください。

口座振替納付を認められた事務組合は1枚目に朱書で表示してください。

⑲…上段(点線の上の部分)には適用される雇用保険率を記入してください。

下段(点線の下の部分)には「賃金等の報告」の④の⑧欄に「前年度と同額」と記入されている事業については、この申告書内訳の⑩欄の(ハ)の額に上段の利率を乗じて得た額を記入してください。それ以外の事業については、「賃金等の報告」の④の⑧欄の額(または高年齢労働者の賃金総額が記入されている場合は、その額を控除した後の額)に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。

⑳…平成25年度から新規に特別加入する者があるときは、特別加入の申請により承認された給付基礎日額を記入し、「1.新規」に○印を付してください。特別加入を継続し、給付基礎日額に変更のないものは、平成24年度の給付基礎日額を記入し、「2.継続」に○印を付してください。給付基礎日額の変更を希望するもの(「賃金等の報告」で承認された給付基礎日額と異なる給付基礎日額を希望している場合は、その給付基礎日額を記入し、「3.変更」に○印を付してください。特別加入を脱退する者については、「4.脱退等」に○印を付してください。

特別加入者の多い事業場は別紙に記入してください。

●新規、変更及び脱退の記入例

氏名	平成24年度の給付基礎日額	適用月数	区分	平成25年度からの給付基礎日額	適用月数
〇〇〇〇	円	月	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	円	月
〇〇〇〇	12,000	12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	10,000	12
〇〇〇〇	18,000	12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		

特別加入者にかかる加入申請、脱退、変更が生じた場合には、その都度管轄の監督署への各種届けが必要です。

確定 算 保 険 料 ・ 一 般 拠 出 金 申 告 書 内 訳 (口座) 4枚のうち 1枚目

減額)・一般拠出金	⑱ 申告済概算保険料			平成25年度概算保険料			⑳ 第1種特別加入者					
	⑭ 賃金総額(※)	⑮ 一般拠出金額(⑭×0.05/1000)	⑯ 一般保険料(第1種特別加入保険料)	⑰ 労災保険料(第1種特別加入者)	⑰ 雇用保険料(第1種特別加入者)	⑰ 合計(⑰+⑱)	氏名	平成24年度の給付基礎日額	適用月数	区分	平成25年度からの給付基礎日額	適用月数
16人以上	53,073	2,653	1,152,760	6.5 397,169	13.5 592,542	989,711	〇〇〇〇	12,000	12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	14,000	12
							〇〇〇〇	10,000	12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	10,000	12
	12,485	624	168,875	3.5 52,639	13.5 152,833	205,472	〇〇〇〇	7,000	12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	7,000	12
			208,805	24.9.28 委託解除移行による(21.1.01.304210) 月割計算 24.10.10 減額訂正報告済			〇〇〇〇	18,000	6	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		
	8,682	434	200,124	25.1.9 委託解除事業廃止			〇〇〇〇	12,000	10	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		
	21,418	1,070	501,776	3.5 105,623	13.5 201,325	306,948	〇〇〇〇	14,000	12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	14,000	12
							〇〇〇〇	10,000	12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	10,000	12
(20.1.01.212511) 4.10.10 増額訂正済			49,816	9 34,488	13.5 426,721	461,209	〇〇〇〇	14,000	9	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	14,000	12
	2,711	135		5.5 14,911	13.5 36,598	51,509	〇〇〇〇			1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	12,000	12
	56,515	2,825	150,164	7 431,375	13.5 679,873	1,111,248	〇〇〇〇	12,000	12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	12,000	12
件 円	154,884	7,741	2,432,320	1,036,205	2,089,892	3,126,097	労働保険番号B (労働保険番号A)と同一のもの					
35,505							府 県 支 庁 管 轄	基 幹 番 号				
							X X 3 0 1	9 3 0 0 1 0				
した一括有期事業	(郵便番号XXXX-XXXX) 電話番号(XX)-(XXX)XXXX番							労働局用				
市〇〇-〇-〇-〇	事務担当者名 氏名							記名押印又は署名				
〇〇〇〇	氏名							記名押印又は署名				

⑮…⑭の額に1,000分の0.05を乗じて得た額を記入してください。1円未満の端数がある場合には、切り捨ててください。

労災保険分と雇用保険分の賃金総額が同額で、かつ保険率が「0.5厘」単位の場合、別々で計算した結果「1円」の差額が生じる場合があります。この場合には、「労災保険料」に「1円」加算してください。  
例) 賃金総額が2,711千円で同額であり、労災保険率5.5  
雇用保険率15.5の場合  
 $2,711 \times (5.5 + 15.5) = 56,931$ 円  
 $(2,711 \times 5.5) + (2,711 \times 15.5) = 56,930$ 円  
この場合、労災保険料は  $(2,711 \times 5.5) + 1 = 14,911$ 円となります。

# 5 申告書の記入要領及び記入例

※今年度より様式が変更となりました。

⑩…次により記入してください。

なお、記入にあたっては、金額の前に「¥」記号を付さないでください。

(イ) …保険料・搬出金申告書内訳の⑬の計⑥の額を転記してください。

ただし、第2種特別加入保険料の場合は、⑩欄の(イ)及び(ロ)に保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))の⑦欄の合計額を転記してください。

(ロ) …保険料・搬出金申告書内訳の⑨の④欄の額を転記してください。

(ニ) …保険料・搬出金申告書内訳の⑩の⑤欄の額を転記してください。

(ホ) …保険料・搬出金申告書内訳の⑫の⑥欄の額を転記してください。

(ヘ) …保険料・搬出金申告書内訳の⑮の①欄の額を転記してください。

⑱…印書されている金額に疑問のある場合には、訂正しないで所轄都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)に照会してください。

⑳…この申告書の⑩(イ)確定保険料と⑱申告済概算保険料の額を比較します。⑩(イ) < ⑱のときはその差引額を(イ)充当額または(ロ)還付額に記入します。

⑩(イ) > ⑱のときは、その差引額を(ハ)不足額に記入します。

㉑…次により記入してください。

(イ)、(チ)及び(ル)…保険料の延納の申請をする場合には、この申告書の⑭(イ)欄の概算保険料額を3で除した額を(イ)、(チ)及び(ル)に記入してください。ただし、除した額に1円又は2円の余りが生じた場合は、その余りを加えた額を(イ)に記入してください。

延納の申請をしない場合は、⑭の(イ)の概算保険料額をそのまま(イ)に記入してください。

(ロ) …この申告書の⑳欄の(イ)の額を転記してください。

ただし、⑳欄の(イ)の額が、㉑欄の(イ)の額より多い場合は㉑欄の(イ)の額と同額を記入してください。

(ハ) …この申告書の⑳欄の(ハ)の額を転記してください。

(ニ) …(ロ) 充当額がある場合は、(イ)の額から(ロ)の額を差引いた額を記入し、(ハ) 不足額がある場合は、(イ)の額に(ハ)の額を加えた額を記入してください。

(ヘ) …この申告書の⑩欄の(ヘ)の額から㉑欄の(ホ)の額を差引いた額を記入してください。なお、一般拠出金は延納できません。

## 記入例 1 確定保険料額が申告済

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 修正項目番号 00 入力設定コード 1

都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
301930010-000

増加年月日(元号:平成は7) 事業廃止等年月日(元号:平成は7)  
7-25 7-25

労働保険番号  
63 63

確定区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	平成24年
労働保険料(イ)		項11千
労働保険料(ロ)		項13千
労働保険料(ハ)		項15千
労働保険料(ニ)		項19千
労働保険料(ホ)		項18千
労働保険料(ヘ)		項20千
一般拠出金(注1)		項21千

概算・増加概算区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	平成25年
労働保険料(イ)		項22千
労働保険料(ロ)		項23千
労働保険料(ハ)		項24千
労働保険料(ニ)		項25千
労働保険料(ホ)		項26千
労働保険料(ヘ)		項27千

⑮ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)  
〒0000000 00000000

⑱ 申告済概算保険料額 2,432,000円

⑩(イ) 確定保険料 653,185円  
⑱(イ) 申告済概算保険料 2,432,000円  
差引額(イ) 充当額 653,185円  
差引額(ロ) 還付額 0円

期別納付額	(イ) 概算保険料額(⑩(イ)×3)	(ロ) 労働保険料(⑩(イ)×3)	(ハ) 不足額(⑩(イ)×3-⑱(イ))
第1期	1,042,032円	0円	653,185円
第2期	1,042,032円	0円	1,042,032円
第3期	1,042,032円	0円	1,042,032円

加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない  
事業 (イ) 所在地 (ロ) 名称

## 領収済通知書 (労働)

※取扱庁名 〇〇労働局 ※取扱庁番号 00075394

都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
301930010-000

※会計年度(元号:平成は7) ※徴収年度(元号:平成は7) ※取納年月日(元号:平成は7)  
7-25 7-25

納付の目的 1. 平成 25年度 1期 (金額又は期) 2. 平成 24年度 確定

※収納区分 62 ※機関 〇〇市〇〇-〇-〇

※認決分 〇〇市〇〇-〇-〇

※認定分 〇〇市〇〇-〇-〇

納付の場所 (氏名) 労働保険事務組合 〇〇商店街振興組合

〒301930010-000 所轄都道府県労働局



概算保険料額を上回る場合(不足額が出る場合)

標準字体 0123456789

第3号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。  
OCR帳への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

継続事業 (一括有期事業を含む。)

申告書

提出用

平成 25 年 6 月 11 日

あて先 〒 XXX-XXXX  
〇〇市〇〇〇-〇〇

〇〇労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

4 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 3 月 31 日 まで

① 総額 (イ) 1000分の(イ)	② 総額 (ロ) 1000分の(ロ)	③ 総額 (ハ) 1000分の(ハ)	④ 総額 (ニ) 1000分の(ニ)	⑤ 総額 (ホ) 1000分の(ホ)	⑥ 総額 (ヘ) 1000分の(ヘ)
000003085505	000001185248	00000344479	000001900257	000007741	

5 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 3 月 31 日 まで

⑦ 総額 (イ) 1000分の(イ)	⑧ 総額 (ロ) 1000分の(ロ)	⑨ 総額 (ハ) 1000分の(ハ)	⑩ 総額 (ニ) 1000分の(ニ)	⑪ 総額 (ホ) 1000分の(ホ)
000003126097	000001036205	000002089892		

⑫ 延納の申請 納付回数 3

⑬ 申告済概算保険料額 32,320

⑭ 増加概算保険料額

⑮ 労働保険関係年金額	⑯ 労働保険関係年金額	⑰ 労働保険関係年金額	⑱ 労働保険関係年金額
3,185	1,695.218	7.741	1,702.959

⑲ 労働保険関係年金額

⑳ 労働保険関係年金額

㉑ 労働保険関係年金額

㉒ 労働保険関係年金額

㉓ 労働保険関係年金額

㉔ 労働保険関係年金額

㉕ 労働保険関係年金額

㉖ 労働保険関係年金額

㉗ 労働保険関係年金額

㉘ 労働保険関係年金額

㉙ 労働保険関係年金額

㉚ 労働保険関係年金額

㉛ 労働保険関係年金額

㉜ 労働保険関係年金額

㉝ 労働保険関係年金額

㉞ 労働保険関係年金額

㉟ 労働保険関係年金額

㊱ 労働保険関係年金額

㊲ 労働保険関係年金額

㊳ 労働保険関係年金額

㊴ 労働保険関係年金額

㊵ 労働保険関係年金額

㊶ 労働保険関係年金額

㊷ 労働保険関係年金額

㊸ 労働保険関係年金額

㊹ 労働保険関係年金額

㊺ 労働保険関係年金額

㊻ 労働保険関係年金額

㊼ 労働保険関係年金額

㊽ 労働保険関係年金額

㊾ 労働保険関係年金額

㊿ 労働保険関係年金額

労働保険 (国庫金) (記入例) ¥0123456789

① 労働保険関係年金額

② 労働保険関係年金額

③ 労働保険関係年金額

④ 労働保険関係年金額

⑤ 労働保険関係年金額

⑥ 労働保険関係年金額

⑦ 労働保険関係年金額

⑧ 労働保険関係年金額

⑨ 労働保険関係年金額

⑩ 労働保険関係年金額

⑪ 労働保険関係年金額

⑫ 労働保険関係年金額

⑬ 労働保険関係年金額

⑭ 労働保険関係年金額

⑮ 労働保険関係年金額

⑯ 労働保険関係年金額

⑰ 労働保険関係年金額

⑱ 労働保険関係年金額

⑲ 労働保険関係年金額

⑳ 労働保険関係年金額

㉑ 労働保険関係年金額

㉒ 労働保険関係年金額

㉓ 労働保険関係年金額

㉔ 労働保険関係年金額

㉕ 労働保険関係年金額

㉖ 労働保険関係年金額

㉗ 労働保険関係年金額

㉘ 労働保険関係年金額

㉙ 労働保険関係年金額

㉚ 労働保険関係年金額

㉛ 労働保険関係年金額

㉜ 労働保険関係年金額

㉝ 労働保険関係年金額

㉞ 労働保険関係年金額

㉟ 労働保険関係年金額

㊱ 労働保険関係年金額

㊲ 労働保険関係年金額

㊳ 労働保険関係年金額

㊴ 労働保険関係年金額

㊵ 労働保険関係年金額

㊶ 労働保険関係年金額

㊷ 労働保険関係年金額

㊸ 労働保険関係年金額

㊹ 労働保険関係年金額

㊺ 労働保険関係年金額

㊻ 労働保険関係年金額

㊼ 労働保険関係年金額

㊽ 労働保険関係年金額

㊾ 労働保険関係年金額

㊿ 労働保険関係年金額

④、⑤及び⑥…保険料・拠出金申告書内訳の④欄の合計数、⑤欄の合計数及び⑤欄の( )内の数をそれぞれ転記してください。

ただし、第2種特別加入保険料の場合は、保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))の④欄の合計数を転記してください。

⑭…次により記入してください。  
なお、記入にあたっては、金額の前に「¥」記号を付さないでください。

(イ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑱の㉓額を転記してください。

ただし、第2種特別加入保険料の場合は、⑭欄の(イ)及び(ロ)に保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))の⑩欄の合計額を転記してください。

(ロ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑰の㉔額を転記してください。

(ホ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑱の㉕額を転記してください。

⑰…延納の申請をする場合は「3」、延納の申請をしない場合は「1」と記入してください。

㉕…「別紙のとおり」と記入してください。

㉙…事務組合の所在地、名称及び代表者の氏名、郵便番号、電話番号を忘れずに記入し、代表者の記名押印又は署名をしてください。

印書されている事務組合の所在地及び名称に誤りがないか確認してください。

万一、誤りがある場合には訂正しないで、所轄都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)に連絡してください。

納付書の金額は、㉚の(ニ)、(ハ)、(ト)の額を転記してください。

なお、金額の前に必ず「¥」記号を付してください。

また、納付書の金額は訂正できません。記入誤りをした場合は、所轄都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)又は所轄労働基準監督署で納付書の再交付を受け、書き直して納付してください。

## 記入例 2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当をする場合）

※今年度より様式が変更となりました。

### 充当額の記入方法

- (1) 充当額については、原則として、全期又は1期目の労働保険料額と一般拠出金に充当し、余りがある場合には、2期目、3期目に充当することになります。
- (2) 1期から3期目に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。  
なお、請求手続については、16頁の「**記入例 3 充当後還付額が出る場合**」を参照ください。

### 充当のパターン

以下の3パターンがあります。

「労働保険料のみ充当」

「一般拠出金のみ充当」

「労働保険料及び一般拠出金に充当」



# 記入例 2 ① 労働保険料のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
 労働保険番号 XX301930010-000

② 増加年月日(元号:平成は7) ③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7) ※事業廃止等理由

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数 ※保険関係※片保険理コード

〇〇市〇〇  
 〇-〇-〇  
 〇〇労働局 uaj39uuy  
 労働保険特別会計徴収官殿

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	3085505	1000分の(イ)	3085505
労働保険料	1185248	1000分の(ロ)	1185248
雇用保険法適用者分	1	1000分の(ハ)	1
高年齢労働者分	344479	1000分の(ニ)	344479
保険料算定対象者分	1900257	1000分の(ホ)	1900257
一般拠出金	7741	1000分の(ヘ)	7741

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	3126097	1000分の(イ)	3126097
労働保険料	1036205	1000分の(ロ)	1036205
雇用保険法適用者分	1	1000分の(ハ)	1
高年齢労働者分	2089892	1000分の(ニ)	2089892
保険料算定対象者分		1000分の(ホ)	

⑮ 申告済概算保険料額 4,586,223

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 差引額 (イ) 充当額 1,500,718 (ロ) 還付額

⑲ 申告済概算保険料額

⑳ 増加概算保険料額

期別	⑳(イ) 概算保険料額	㉑(イ) 労働保険料充当額	㉒(イ) 不足額	㉓(イ) 今期労働保険料	㉔(イ) 一般拠出金充当額	㉕(イ) 一般拠出金額	㉖(イ) 今期納付額
第1期	1,042,033	1,042,033	0	0	0	7,741	7,741
第2期	1,042,032	458,685	583,347	583,347	0	0	583,347
第3期	1,042,032		1,042,032	1,042,032	0	0	1,042,032

事業又は作業の種類 別紙のとおり

郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 (XXX) XXX-XXXX

⑳(イ) 1,500,718

㉑(イ) 458,685

㉒(イ) 583,347

㉓(イ) 583,347

㉔(イ) 0

㉕(イ) 0

㉖(イ) 7,741

㉗(イ) 7,741

㉘(イ) 583,347

㉙(イ) 1,042,032

㉚(イ) 1,042,032

㉛(イ) 1,042,032

㉜(イ) 1,042,032

㉝(イ) 1,042,032

㉞(イ) 1,042,032

㉟(イ) 1,042,032

㊱(イ) 1,042,032

㊲(イ) 1,042,032

㊳(イ) 1,042,032

㊴(イ) 1,042,032

㊵(イ) 1,042,032

㊶(イ) 1,042,032

㊷(イ) 1,042,032

㊸(イ) 1,042,032

㊹(イ) 1,042,032

㊺(イ) 1,042,032

㊻(イ) 1,042,032

㊼(イ) 1,042,032

㊽(イ) 1,042,032

㊾(イ) 1,042,032

㊿(イ) 1,042,032

【計算方法】

⑭(イ) 3,126,097 ÷ 3 =

- 第1期分 ㉑(イ) 1,042,033円
- 第2期分 ㉑(チ) 1,042,032円
- 第3期分 ㉑(ル) 1,042,032円

※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。(余りは必ず1円または2円となります)

○第1期の保険料に全て充当し、なお余りがある場合は、原則第2期、第3期に順次残額を充当します。

【今期納付額の計算】

第1期 ㉑(イ) 1,042,033円 - ㉑(ロ) 1,042,033円 + ㉑(ハ) 7,741円 = 今期納付額 ㉑(ト) 7,741円

第2期 ㉑(チ) 1,042,032円 - ㉑(リ) 458,685円 = 今期納付額 ㉑(ヌ) 583,347円

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

## 記入例2 ② 一般拠出金のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
 労働保険番号 XX301930010-000

② 増加年月日(元号:平成は7) ③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7) ※事業廃止等理由

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数 ※保険関係※片保険理コード

〇〇市〇〇  
 〇-〇-〇  
 〇〇労働局 uaj39uuy  
 労働保険特別会計納入徴収官殿

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	3085505	1000分の(イ)	3085505
労災保険料	1185248	1000分の(ロ)	1185248
雇用保険法適用者分			
高年齢労働者分		1000分の(ニ)	344479
保険料算定対象者分		1000分の(ホ)	1900257
一般拠出金	7741	1000分の(ヘ)	7741

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	3126097	1000分の(イ)	3126097
労災保険料	1036205	1000分の(ロ)	1036205
雇用保険法適用者分			
高年齢労働者分		1000分の(ニ)	2089892
保険料算定対象者分		1000分の(ホ)	2089892

⑮ 申告済概算保険料額 4,586,223

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 申告済概算保険料額

⑲ 申告済概算保険料額

⑳ 差引額 (イ) 充当額 7,741 (ロ) 還付額 1492977

㉑ 第1期分 1,042,033 (イ) 充当額 (ロ) 還付額 (ハ) 不足額 (ニ) 今期労働保険料 (ヘ) 一般拠出金充当額 (ト) 今期納付額

㉒ 第2期分 1,042,032 (イ) 充当額 (ロ) 還付額 (ハ) 不足額 (ニ) 今期労働保険料 (ヘ) 一般拠出金充当額 (ト) 今期納付額

㉓ 第3期分 1,042,032 (イ) 充当額 (ロ) 還付額 (ハ) 不足額 (ニ) 今期労働保険料 (ヘ) 一般拠出金充当額 (ト) 今期納付額

事業又は作業の種類 別紙のとおり

郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 (XXX) XXX-XXXX

⑳ 事業廃止等理由 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者なし (5) その他

〔計算方法〕

⑭(イ) 3,126,097 ÷ 3 = 第1期分 ㉑(イ) 1,042,033円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。  
 第2期分 ㉑(チ) 1,042,032円 (余りは必ず1円または2円となります)  
 第3期分 ㉑(ル) 1,042,032円

〔今期納付額の計算〕

第1期 ㉑(イ) 1,042,033円 - ㉑(ロ) 0円 + ㉑(ハ) 0円 = 今期納付額 ㉑(ト) 1,042,033円

第2期 ㉑(チ) 1,042,032円 - ㉑(リ) 0円 = 今期納付額 ㉑(ヌ) 1,042,032円

還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。  
 申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。

## 記入例 2 ③ 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
 労働保険番号 XX301930010-000

② 増加年月日(元号:平成は7) ③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7) ※事業廃止等理由

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数 ※保険関係※片保険理コード

〇〇市〇〇  
 〇〇-〇〇-〇〇  
 〇〇労働局 uaj39uuy  
 労働保険特別会計徴収官殿

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	3085505	1000分の(イ)	3085505
労災保険分	1185248	1000分の(ロ)	1185248
雇用保険法適用者分			
高年齢労働者分		1000分の(ニ)	344479
保険料算定対象者分		1000分の(ホ)	1900257
一般拠出金		1000分の(ヘ)	7741

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料		1000分の(イ)	3126097
労災保険分		1000分の(ロ)	1036205
雇用保険法適用者分			
高年齢労働者分		1000分の(ニ)	
保険料算定対象者分		1000分の(ホ)	2089892

⑮ 申告済概算保険料額 4,586,223

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 差引額 (イ) 充当額 1,500,718 (ロ) 還付額

⑲ 申告済概算保険料額

⑳ 増加概算保険料額

㉑ 今期納付額 (イ) 1,042,033 (ロ) 1,042,033 (ハ) 不足額 (イ)-(ロ) 0 (ニ) 今期分の拠出金 (イ)-(ロ) または (イ)-(ロ) 0 (ホ) 一般拠出金充当額 (ロ)-(イ) または (ロ)-(イ) 7,741 (ヘ) 一般拠出金額 (ロ)-(イ)-(ロ) (注2) 0 (ト) 今期納付額 (ニ)+(ホ) 0

㉒ 第1期 1,042,032 ㉓ 第2期 1,042,032 ㉔ 第3期 1,042,032

㉕ 事業又は作業の種類 別紙のとおり

㉖ 事業廃止等理由 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者なし (5) その他

〔計算方法〕

⑭(イ) 3,126,097 ÷ 3 = { 第1期分 ㉑(イ) 1,042,033円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。  
 第2期分 ㉑(チ) 1,042,032円 (余りは必ず1円または2円となります)  
 第3期分 ㉑(ル) 1,042,032円

第1期分労働保険料の充当を行い、その後一般拠出金を充当します。  
 なお余りがある場合、第2期分以降の労働保険料に残額を充当します。(計算が他の場合と異なりますのでご注意ください。)

〔今期納付額の計算〕

第1期 ㉑(イ) 1,042,033円 - ㉑(ロ) 1,042,033円 + ㉑(ハ) 0円 = 今期納付額 ㉑(ト) 0円

第2期 ㉑(チ) 1,042,032円 - ㉑(リ) 450,944円 = 今期納付額 ㉑(ヌ) 591,088円

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。  
 管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。

記入例3 充当後還付額が出る場合

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

31759 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力設定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
 労働保険番号 X X 3 0 1 9 3 0 0 1 0 - 0 0 0

② 増加年月日(元号:平成は7) ③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7) ※事業廃止等理由

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数 ※保険関係※片保険理由コード

63 63 5

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計徴入徴収官殿

⑦ 区分 算定期間 平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 千円 3085505 項12	(イ) 1000分の(イ)	3085505 円
労災保険分 (ロ) 千円 1185248 項13	(ロ) 1000分の(ロ)	1185248 円
雇用保険法適用者分 (ハ) 千円 344479 項15	(ハ) 1000分の(ハ)	344479 円
高年齢労働者分 (ニ) 千円 1900257 項16	(ニ) 1000分の(ニ)	1900257 円
保険料算定対象者分 (ホ) 千円 7741 項18	(ホ) 1000分の(ホ)	7741 円
一般拠出金 (ヘ) 千円	(ヘ) 1000分の(ヘ)	7741 円

⑪ 区分 算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料 (イ) 千円 3126097 項20	(イ) 1000分の(イ)	3126097 円
労災保険分 (ロ) 千円 1036205 項22	(ロ) 1000分の(ロ)	1036205 円
雇用保険法適用者分 (ハ) 千円 2089892 項24	(ハ) 1000分の(ハ)	2089892 円
高年齢労働者分 (ニ) 千円	(ニ) 1000分の(ニ)	
保険料算定対象者分 (ホ) 千円	(ホ) 1000分の(ホ)	

⑮ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰ 延納の申請 納付回数 1 項30

⑱ 申告済概算保険料額 6,542,568 円

⑲ 申告済概算保険料額

⑳ 差引額 (イ) 充当額 3,133,838 円 (ロ) 還付額 323,225 円

㉑ 期別納付額

第1期 (イ) 概算保険料額 (15の(イ)+⑰+次期以降の内未済進数) 3,126,097 円	(ロ) 労働保険料充当額 (16の(イ)-⑱の(イ)) 3,126,097 円	(ハ) 不足額(16の(ハ)) 0 円	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ)) 0 円	(ホ) 一般拠出金充当額 (16の(イ)-⑱の(イ)のみ) 7,741 円	(ヘ) 一般拠出金額 (16の(ヘ)-⑱の(ホ)) (注2) 0 円	(ト) 今期納付額(ニ)+(ヘ) 0 円
第2期 (チ) 概算保険料額 (15の(イ)+⑰) 円	(リ) 労働保険料充当額 (16の(イ)-⑱の(ロ)) 円	(ヌ) 第2期納付額 ((チ)-(リ)) 円	事業又は作業の種類 別紙のとおり	事業又は作業の種類 別紙のとおり	⑳ 事業関係成立年月日	㉒ 事業廃止等理由 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者なし (5) その他
第3期 (ル) 概算保険料額 (15の(イ)+⑰) 円	(ル) 労働保険料充当額 (16の(イ)-⑱の(リ)) 円	(レ) 第3期納付額 ((ル)-(リ)) 円	郵便番号 XXX-XXXX	電話番号 (XXX) XXX-XXXX		

⑳ 申告済概算保険料額 (18) の(イ) の欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

㉑ 期別納付額 (19) の(イ) の欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

㉒ 事業関係成立年月日 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者なし (5) その他

還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。)  
 (管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。)



# 6 還付請求する場合について

～ 注意 ～  
**還付請求書が新しくなりました。**  
 昨年までの様式は使用できませんので御注意下さい。

- ◎ 還付金の請求について  
 記入例2②、3のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合は、「労働保険料一般拠出金還付請求書」を提出してください。
- ◎ 「労働保険料一般拠出金還付請求書」の取得方法について
  - ① 労働局又はお近くの労働基準監督署にあります。  
 なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。
  - ② 最寄りの法令様式取扱店で購入できます。

## 記入例

還付金を振込む金融機関名（金融機関名は省略しないで正確に）及び支店名を記入してください。また、ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合も、この欄に記入してください。

郵便局での受取りを希望する場合は、こちらの欄に記入してください。（指定できない郵便局もあります。）

口座の種別・口座の番号を記入してください。  
**※口座種別の記入誤りにご注意ください。**

ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、5桁の「記号」-8桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

様式第8号（第36条関係） 労働保険 労働保険料 還付請求書 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 31751 労働保険番号 XX301930010-000 還付金の種別 労働保険料、一般拠出金

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関（金融機関のない場合は郵便局）

金融機関名 ○○銀行 種別 1.普通 2.当座 3.通知 4.別段 口座番号 11234567

支店名 ××支店 郵便局名 郵便局名 区・市・郡

② 還付請求額

労働保険料 4586223円 (イ) 概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 (ロ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 (ハ) 差額 (ニ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額 (ホ) 労働保険料等に充当 (ヘ) 一般拠出金に充当 (ニ) 労働保険料等還付請求額 (ウ) - (オ) - (カ)

一般拠出金 7741円 (イ) 納付した一般拠出金 (ロ) 改定した一般拠出金 (ハ) 差額 (ニ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額 (ホ) 一般拠出金に充当 (ヘ) 労働保険料等に充当 (ニ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス)

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
XX301930010-000	25年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	7,741円
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します 25年6月11日

事業主 労働保険事務組合○○商店街復興組合 氏名 組合長 ○○○○

還付理由 1.年度更新 2.事業終了 3.その他(算調等)

電話 〇〇-△△△-XXXX 担当:○×

この欄は記入しないでください。  
 口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

還付請求書を提出する年度を、元号「7」を付けて記入してください。

事業主の氏名（法人のときは代表者氏名）記入欄の押印については、記名押印（法人のときは代表者印）または事業主自らの署名です。また、電話番号も必ず記入してください。

法人の場合の有効な印の例 事業主が株式会社○○○商事代表取締役 労働太郎の場合



『事業主』欄と連絡先が異なる場合は、ここに連絡先・電話番号をご記入ください。

(注) 上記内容に不備がある場合は、還付手続きができない場合もありますのでその旨ご注意ください。印鑑証明の提出をお願いする場合があります。



## 7 一括有期事業の申告書の書き方

### ● 年度更新手続

建設の事業では、労働保険料の申告・納付のほか、「一括有期事業総括表」、「一括有期事業報告書(様式第7号)」が必要です。立木伐採等の林業では、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」が必要です。(P22参照)

提出につきましては、管轄の労働基準監督署または労働局をお願いします。(金融機関では申告書・領収済通知書のみ受け取ります。)

### ● 一括有期事業の要件(建設の事業)

建設業においては、一工事の請負額が1億9千万円未満、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっていますが、一括扱いできる工事は、隣接県及び厚生労働大臣が指定した都道府県の区域で行う工事に限られます。(P21参照)

なお、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」は、全国で行う工事が一括扱いです。

\*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、1現場ごとに一つの事業として(これを「単独有期事業」といいます。)、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続をすることとなります。

### ● 申告する工事

1～3のいずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となりますので、取りまとめて確定申告していただくことになります。

#### 1 元請工事

元請負により、有期事業の一括扱いが出来る区域で実施した工事。

#### 2 請負金額および概算保険料

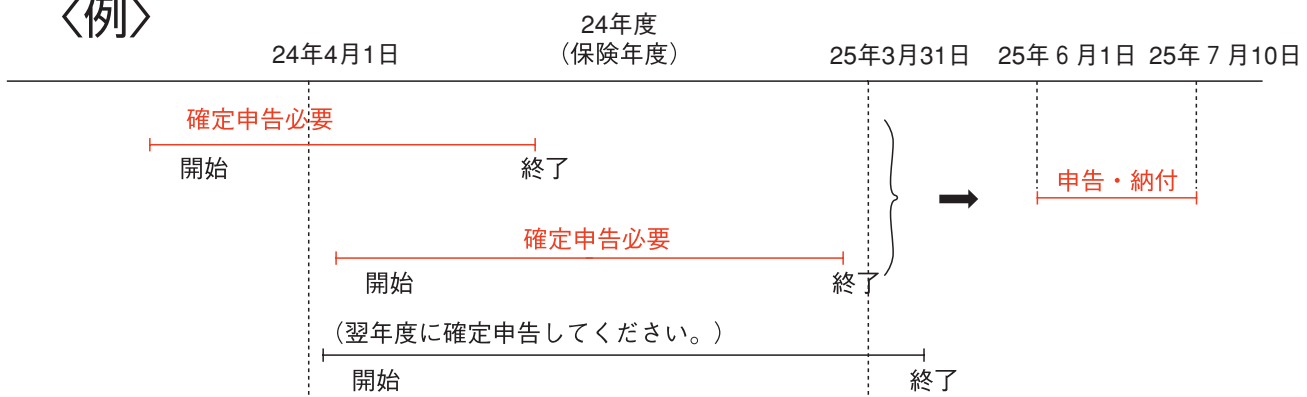
1工事の請負金額が1億9千万円未満、かつ概算保険料額が160万円未満の工事。

#### 3 工事期間

次に例示した赤線の工事、つまり、算定年度内(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)に終了した工事。

(平成24年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください。)

### <例>



## ●保険料の算定のしかた

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

### 1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。なお、同日に2以上の現場に従事する場合、各工事等への按分計算は認められていません。

### 2 請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金(消費税額を含む。)、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものをいいます。

<b>請負代金</b> (契約金額・施主からの金銭給与)	+	<b>請負代金に加算する額</b> (支給材の価額相当額+貸与物の賃貸料や損料相当額)	-	<b>請負代金から控除する額</b> 下記(注)参照	=	<b>請負金額</b>
---------------------------------	---	--	---	-------------------------------	---	-------------

(注) 請負代金から控除する対象工事用物は、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。P20を参照してください。

## ●一括有期事業の要件(立木の伐採の事業)

立木の伐採の事業においては、素材の見込生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業の場合一括して申告(徴収法第7条)することになってはいますが、一括扱いできる事業は、隣接県及び厚生労働大臣が指定した都道府県の区域で行う事業に限られます。

申告する事業の算定期間については、P18の工事期間(例)をご参照ください。

## ●その他

### ①林業の申告について

業種が林業(立木の伐採等)の場合の申告については、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申告書内訳に転記してください。(「一括有期事業総括表」は必要ありません。)

### ②建設業の事務所の労災保険について

事務員を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として管轄の労働基準監督署で労災保険加入の手続きが必要になります。

### ③一括有期事業開始届(様式第3号)について

一括有期事業の対象となる個々の工事を始めた場合、**工事開始の翌月10日までに**前月に開始した工事を、「一括有期事業開始届」により管轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。手続きに必要な用紙は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。(下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください)

〈URL〉<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

### ④一括されない有期事業(単独有期事業)

一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続きをすることとなります。

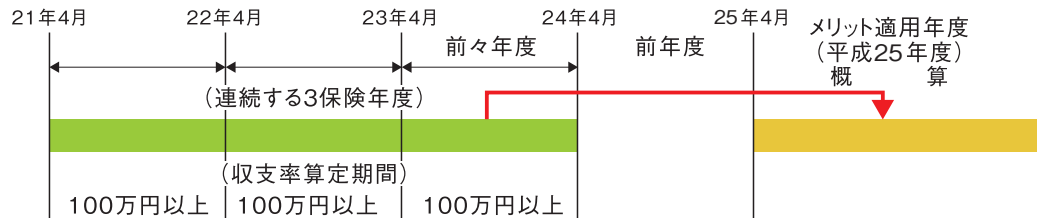
具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書(有期事業)」を金融機関又は管轄労働基準監督署・労働局に提出し、概算保険料の申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書(有期事業)」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

## ⑤ 労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上(3月31日現在)経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**100万円以上**(平成24年度以降の確定保険料の額は40万円以上)の事業が該当します。



メリット制適用事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、「平成25年度労災保険率決定通知書」に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料(概算保険料額)を算出してください。

平成25年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準料率により、労災保険料を算出してください。

メリット制が適用される事業については、事業の種類ごとに定められた労災保険率から非業務災害率を除いた率に対して、メリット収支率に応じたメリット増減率(最大±40%の範囲)で増減され、労災保険率の引き下げ、または引き上げが行われます。

なお、非業務災害率は、事業の種類によらず、平成21年4月1日以降は1000分の0.6となります。

## ⑥ 機械装置の範囲(例示)

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号36)における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

- |               |                   |                            |
|---------------|-------------------|----------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置   | 8. 発泡ポリスチレンプラント   | 15. 水力発電設備                 |
| 2. 火力発電所ボイラー  | 9. 電気集塵装置         | 16. 索道(ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト) |
| 3. 原子炉        | 10. ガス発生装置        |                            |
| 4. ゴミ消却装置     | 11. 水処理設備         |                            |
| 5. 原子力発電所タービン | 12. エレベーター        |                            |
| 6. 抄紙機(改造)    | 13. エスカレーター       |                            |
| 7. 連続鋳造機      | 14. 石油精製、石油化学プラント |                            |

有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表

事務所の所在地の都道府県	有期事業の一括ができる都道府県等
北海道	青森県
青森県	北海道 岩手県 秋田県
岩手県	青森県 宮城県 秋田県
宮城県	岩手県 秋田県 山形県 福島県
秋田県	青森県 岩手県 宮城県 山形県
山形県	宮城県 秋田県 福島県 新潟県
福島県	宮城県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県
茨城県	福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
栃木県	福島県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
群馬県	福島県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 長野県
埼玉県	茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
千葉県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 静岡県
東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県
神奈川県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 山梨県 静岡県
新潟県	山形県 福島県 群馬県 東京都 富山県 長野県
富山県	新潟県 石川県 長野県 岐阜県
石川県	富山県 福井県 岐阜県
福井県	石川県 岐阜県 滋賀県 京都府
山梨県	埼玉県 東京都 神奈川県 長野県 静岡県
長野県	群馬県 埼玉県 新潟県 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県
岐阜県	富山県 石川県 福井県 長野県 愛知県 三重県 滋賀県
静岡県	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 愛知県
愛知県	長野県 岐阜県 静岡県 三重県
三重県	岐阜県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
滋賀県	福井県 岐阜県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
京都府	福井県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県
大阪府	三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
兵庫県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県
奈良県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県
和歌山県	三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 徳島県
鳥取県	京都府 兵庫県 鳥根県 岡山県 広島県
鳥根県	鳥取県 岡山県 広島県 山口県
岡山県	京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 鳥根県 広島県 香川県 愛媛県
広島県	鳥取県 鳥根県 岡山県 山口県 香川県 愛媛県
山口県	鳥根県 広島県 愛媛県 福岡県 大分県
徳島県	大阪府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県 高知県
香川県	大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 徳島県 愛媛県 高知県
愛媛県	岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 高知県 大分県
高知県	徳島県 香川県 愛媛県
福岡県	山口県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
佐賀県	福岡県 長崎県 熊本県 大分県
長崎県	福岡県 佐賀県 熊本県
熊本県	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 鹿児島県
大分県	山口県 愛媛県 福岡県 佐賀県 熊本県 宮崎県
宮崎県	熊本県 大分県 鹿児島県
鹿児島県	熊本県 宮崎県
沖縄県	-

※下線は厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域



## 8 一括有期事業報告書(様式第7号)の記入

- 1 一括有期事業報告書には、平成24年度中に終了した一括有期対象工事(元請分)をもれなく計上してください。その場合、「事業の種類」ごとに別葉とし、さらに「平成24年度一括有期事業総括表」に記載されている「事業開始時期」ごとに分けて記入してください。
- 2 「請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 3 「請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 4 支払賃金で算定する工事を含む場合は、右記の記入例(23ページ)を参照してください。
- 5 請負金額は消費税を含めてください。

事業の種類・労務费率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成15年4月1日～平成18年3月31日のもの		工事開始日が平成18年4月1日～平成21年3月31日のもの		工事開始日が平成21年4月1日～平成24年3月31日のもの		工事開始日が平成24年4月1日以降のもの		
		労務费率	保険料率	労務费率	保険料率	労務费率	保険料率	労務费率	保険料率	
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	20%	1000分の 129	19%	1000分の 118	19%	1000分の 103	18%	1000分の 89	
32	道路新設事業	21	29	21	21	21	15	20	16	
33	舗装工事業	20	17	20	14	19	11	18	10	
34	鉄道又は軌道新設事業	23	30	23	23	24	18	23	17	
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	21	17	21	15	21	13	21	13	
38	既設建築物設備工事業	21	14	21	14	22	14	22	15	
36	機械装置の組立て又は据え付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	41	16	40	14	40	9	38	7.5
		その他のもの	21		21		22		21	
37	その他の建設事業	24	23	24	21	24	19	23	19	



# 記入例

※平成24年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、㊦、㊧を提出する。

様式第7号（第34条関係）（甲） 労働保険 一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控

2枚のうち 1枚目

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	請負金額の内訳				労働費率	賃金総額
						① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額		
〇〇ハイツ 新築工事	〇〇市	〇〇〇-〇-〇	21年2月1日から 24年8月31日まで			94,500,000			94,500,000	21	19,845,000
(平成21年3月31日以前 開始工事分)		(小計)	年月日から 年月日まで						94,500,000		19,845,000
××邸 新築工事	××市	××-××-×	23年12月30日から 24年12月30日まで			73,500,000			73,500,000	21	15,435,000
△△邸 増築工事 他8件	△△市	△-△-△	24年3月1日から 25年1月15日まで			38,000,000			38,000,000	21	7,980,000
(平成24年3月31日以前 開始工事分)		(小計)	年月日から 年月日まで						111,500,000		23,415,000
事業の種類	500万円未満の工事 35 建築事業			計		206,000,000			206,000,000		43,260,000

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

平成 25 年 6 月 11 日

郵便番号 ( ××× - ×××× )  
電話番号 ( ××× - ××× - ×××× )

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

事業主 株式会社 〇〇工務店 記名押印又は署名  
氏名 代表取締役 〇〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険 労働士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号
--------------------	------------------------------	----	------

〔注意〕  
①報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。  
②社会保険労働士記載欄は、この報告書を社会保険労働士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号（第34条関係）（甲）〔別紙〕

事業主控

2枚のうち 2枚目

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	請負金額の内訳				労働費率	賃金総額
						① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額		
市営住宅内装工事	〇〇市	〇-〇-〇	24年3月1日から 24年10月1日まで			8,610,000			8,610,000	22	1,894,200
(平成24年3月31日以前 開始工事分)		(小計)	年月日から 年月日まで						8,610,000		1,894,200
〇〇邸 内装工事	××市	×-×-×	24年7月19日から 24年11月10日まで			5,250,000			5,250,000	22	1,155,000
××邸 内装工事	△△市	△△-△-△△	24年1月25日から 25年1月10日まで			(7,350,000)			(7,350,000)	賃金で 算定	(965,520)
△△邸 内装工事 他24件	〇×市	〇×-〇×	24年5月1日から 25年2月16日まで			105,000,000			105,000,000	22	23,100,000
(平成24年4月1日以降 開始工事分)		500万円未満の工事	年月日から 年月日まで						(7,350,000)		(965,520)
			年月日から 年月日まで						110,250,000		24,255,000
			年月日から 年月日まで								計 25,220,520
事業の種類	38 既設建築物設備工事業			計		(7,350,000)			(7,350,000)		27,114,720

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

賃金で算定する工事はこのように記載してください。

賃金で算定した工事を含んでいる場合はこのようにカッコをしておいてください。

# 9 一括有期事業総括表の書き方・記入例

- 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。  
一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類、事業開始時期**ごとに消費税を含んだ請負金額を転記し、**労務費率**を乗じて賃金総額を算出し、**千円未満を切り捨て**てください。その額に、該当する**労災保険率**を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。
- 昨年度(平成24年度)にメリット制が適用されている事業場は、**昨年度送付している「労災保険率決定通知書」**により、保険料額を計算してください。  
なお、この場合一括されている各事業の開始時期における**労災保険率(基準料率)**と当該事業の終了した日の属する**保険年度のメリット増減率**を用いて算出した**労災保険率(メリット料率)**により**労災保険料**を算定します。  
**事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますのでご注意ください。**  
**1円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。**  
以上の計算を総括表で行って記入をし、**保険料額の合計を、「概算・確定保険料・一般拠出金申告書」の⑩の(イ)(ロ)労災保険分確定保険料額欄に転記**してください。

※平成24年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、⑩、⑪を提出する。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号	府県所管管轄	基幹番号	枝番号	事業の種類	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳	② 労務費率	③ 賃金総額
X X 1 0 1 9 0 0 1 0 5 0 0 1	〇〇市	〇〇〇-〇-〇		35 建築事業	〇〇ハイツ 新築工事	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	21年2月1日から 24年8月31日まで	④ 請負金額 44,500,000	21	19,845,000
					(平成21年3月31日以前開始工事分)	(小計)	年月日から 年月日まで	44,500,000		19,845,000
					××邸 新築工事	××市 ××-××-×	23年12月30日から 24年12月30日まで	73,500,000	21	15,435,000
					△△邸 増築工事 他8件	△△市 △△-△△-△	24年3月1日から 25年1月15日まで	38,000,000	21	7,980,000
					(平成24年3月31日以前開始工事分)	(小計)	年月日から 年月日まで	111,500,000		23,415,000
					事業の種類	35 建築事業	計	206,000,000		43,260,000

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

平成25年 6月 11日

郵便番号(×××-××××) 〇〇-〇-〇〇  
電話番号(×××-×××-××××) 〇〇〇〇

事業主 株式会社 〇〇工務店 代表取締役 〇〇 氏名 〇〇 氏 電話番号 〇〇〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険 作成年月日 〇〇 氏名 〇〇 氏 電話番号 〇〇〇〇  
労働者 提出代書者 〇〇 氏名 〇〇 氏 電話番号 〇〇〇〇  
記載欄 専任代書者の氏名 〇〇 氏名 〇〇 氏 電話番号 〇〇〇〇

【注意】  
①報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。  
②社会保険労働者記載欄は、この報告書を社会保険労働者が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係)(甲)【別紙】

工事件数が多い場合、2枚目以降は別紙をご使用ください。

労働保険番号	府県所管管轄	基幹番号	枝番号	事業の種類	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳	② 労務費率	③ 賃金総額
X X 1 0 1 9 0 0 1 0 5 0 0 2	〇〇市	〇〇〇-〇-〇		38 既設建築物設備工事業	市営住宅内装工事	〇〇市 〇〇-〇-〇	24年3月1日から 24年10月1日まで	④ 請負金額 8,610,000	22	1,894,200
					(平成24年3月31日以前開始工事分)	(小計)	年月日から 年月日まで	8,610,000		1,894,200
					〇〇邸 内装工事	××市 ××-××-×	24年7月9日から 24年1月10日まで	5,250,000	22	1,155,000
					××邸 内装工事	△△市 △△-△△-△△	24年11月25日から 25年1月10日まで	(7,350,000) 賃金で算定する工事はこのように記載してください。	22	(965,520) 賃金で算定
					△△邸 内装工事 他24件	〇〇市 〇〇-〇〇-×	24年5月1日から 25年2月16日まで	105,000,000	22	23,100,000
					(平成24年4月1日以降開始工事分)	(小計)	年月日から 年月日まで	(7,350,000)		(965,520)
					事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	(7,350,000)		(965,520)
								118,860,000		24,255,000
										計 25,220,520

賃金で算定した工事を含む場合は、賃金で算定した合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

# 記入例

※平成24年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

別添様式

労働保険等

## 平成24年度一括有期事業総括表（建設の事業）

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。 **事業主**

労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号		枝番号	一括有期事業報告書 2枚添付		
XXXXXX		X	X	101900105002						
業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率		保険料額		
						基準料率	メリット料率		1000分の	1000分の
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成19年4月1日以降 平成23年3月31日以前のもの		19		118				
		平成24年3月31日以前のもの				103				
32	道路新設事業	平成24年4月1日以降のもの		18		89				
		平成19年4月1日以降 平成23年3月31日以前のもの		21		21				
33	舗装工事業	平成24年3月31日以前のもの		20		15				
		平成24年4月1日以降のもの		20		16				
34	鉄道又は軌道新設事業	平成19年4月1日以降 平成23年3月31日以前のもの		20		14				
		平成24年3月31日以前のもの		19		11				
35	建築事業	平成24年4月1日以降のもの	94,500,000	23	19,845	15		297,675		
		平成24年3月31日以前のもの	111,500,000	21	23,415	13		304,395		
38	既設建築物設備工事業	平成24年4月1日以降のもの	8,610,000	21	1,894	14		26,516		
		平成24年3月31日以前のもの	(7,350,000) 110,250,000	22	25,220	15		378,300		
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成19年4月1日以降 平成23年3月31日以前のもの		40		14				
		平成24年3月31日以前のもの		38						
37	その他の建設事業	平成24年4月1日以降のもの		21		7.5				
		平成19年4月1日以降 平成23年3月31日以前のもの		24		21				
合計	その他のもの	平成24年3月31日以前のもの		22		9				
		平成24年4月1日以降のもの		21		7.5				
		平成19年4月1日以降 平成23年3月31日以前のもの		24		21				
		平成24年3月31日以前のもの		23		19				
		平成19年3月31日以前のもの		①						
合計						70,374			1,006,886	

注  
1 事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。  
2 前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。  
3 一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金である。  
4 一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

メリット制が適用されている場合は、平成24年度労災保険率決定通知書等を参照し、メリット率を記入の上計算してください。（事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますのでご注意ください。）

一般拠出金は平成19年4月1日以降開始の工事のみ対象となります。

①を除いた合計	③一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)
70,374千円	1000分の0.05	3,518円

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

平成 25 年 6 月 11 日

〇〇労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

1円未満の端数は切り捨て

住所 〇〇市〇〇 x-x-x

事業主 株式会社〇〇工務店  
氏名 代表取締役

記名押印又は署名  
〇〇〇〇

社会 士 記 載 機 関	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		④	

# 10 建設の事業の申告書の書き方・記入例

「労働保険料算定基礎賃金等の報告」と「一括有期事業報告書」や「一括有期事業総括表」により「保険料・拠出金申告書内訳」を作成します。

作成した「保険料・拠出金申告書内訳」で算出した概算保険料額、確定保険料額等を申告書に転記してください。

## 「一般拠出金」

一般拠出金は一括有期事業総括表より転記してください。

平成19年4月1日以降開始した工事で、平成25年3月31日までに終了した工事が無い場合は、「0」を記入します。

1円未満の端数は切り捨ててください。

## ⑫欄 「期別納付額」

延納した場合は3期別に納付額を記入してください。

(例)  $\frac{\text{⑭の(イ)欄 } 25\text{年度概算保険料 } 1,006,886\text{円}}{\text{⑰欄 } \text{納付回数 } 3\text{回}} = 335,628\text{円(余り2円)}$

第1期 335,630円(←余り2円加算)

第2期 335,628円

第3期 335,628円

1円又は2円の余りが生じた時は、必ず第1期分へ加算してください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

31759 ※修正項目番号 ※入力確定コード

種別 32701

①労働保険番号 ②都道府県 ③所管管轄 ④基幹番号 ⑤枝番号

⑥増加年月日(元号：平成は7) ⑦事業廃止等年月日(元号)

⑧常時雇用労働者数 ⑨雇用保険被保険者数

⑩労働保険料 ⑪労働保険料 ⑫労働保険料

⑬労働保険料 ⑭労働保険料 ⑮労働保険料

⑯労働保険料 ⑰労働保険料 ⑱労働保険料

⑲労働保険料 ⑳労働保険料 ㉑労働保険料

㉒労働保険料 ㉓労働保険料 ㉔労働保険料

㉕労働保険料 ㉖労働保険料 ㉗労働保険料

㉘労働保険料 ㉙労働保険料 ㉚労働保険料

㉛労働保険料 ㉜労働保険料 ㉝労働保険料

㉞労働保険料 ㉟労働保険料 ㊱労働保険料

㊲労働保険料 ㊳労働保険料 ㊴労働保険料

㊵労働保険料 ㊶労働保険料 ㊷労働保険料

㊸労働保険料 ㊹労働保険料 ㊺労働保険料

㊻労働保険料 ㊼労働保険料 ㊽労働保険料

㊾労働保険料 ㊿労働保険料

①労働保険料 ②労働保険料 ③労働保険料

④労働保険料 ⑤労働保険料 ⑥労働保険料

⑦労働保険料 ⑧労働保険料 ⑨労働保険料

⑩労働保険料 ⑪労働保険料 ⑫労働保険料

⑬労働保険料 ⑭労働保険料 ⑮労働保険料

⑯労働保険料 ⑰労働保険料 ⑱労働保険料

⑲労働保険料 ⑳労働保険料 ㉑労働保険料

㉒労働保険料 ㉓労働保険料 ㉔労働保険料

㉕労働保険料 ㉖労働保険料 ㉗労働保険料

㉘労働保険料 ㉙労働保険料 ㉚労働保険料

㉛労働保険料 ㉜労働保険料 ㉝労働保険料

㉞労働保険料 ㉟労働保険料 ㊱労働保険料

㊲労働保険料 ㊳労働保険料 ㊴労働保険料

㊵労働保険料 ㊶労働保険料 ㊷労働保険料

㊸労働保険料 ㊹労働保険料 ㊺労働保険料

㊻労働保険料 ㊼労働保険料 ㊽労働保険料

㊾労働保険料 ㊿労働保険料

①労働保険料 ②労働保険料 ③労働保険料

④労働保険料 ⑤労働保険料 ⑥労働保険料

⑦労働保険料 ⑧労働保険料 ⑨労働保険料

⑩労働保険料 ⑪労働保険料 ⑫労働保険料

⑬労働保険料 ⑭労働保険料 ⑮労働保険料

⑯労働保険料 ⑰労働保険料 ⑱労働保険料

⑲労働保険料 ⑳労働保険料 ㉑労働保険料

㉒労働保険料 ㉓労働保険料 ㉔労働保険料

㉕労働保険料 ㉖労働保険料 ㉗労働保険料

㉘労働保険料 ㉙労働保険料 ㉚労働保険料

㉛労働保険料 ㉜労働保険料 ㉝労働保険料

㉞労働保険料 ㉟労働保険料 ㊱労働保険料

㊲労働保険料 ㊳労働保険料 ㊴労働保険料

㊵労働保険料 ㊶労働保険料 ㊷労働保険料

㊸労働保険料 ㊹労働保険料 ㊺労働保険料

㊻労働保険料 ㊼労働保険料 ㊽労働保険料

㊾労働保険料 ㊿労働保険料

(なるべく折り曲げない) (折る場合は折り曲げマーク(A)の所で折り曲げてください)

⑱ 申告済概算保険料額	1,000,0
⑲ ①の(イ)欄	円 不足額 6,886 円
⑳ ①の(イ)欄	円 還付額

① 労働保険料	335,630	6,886
② 労働保険料	335,628	335,628
③ 労働保険料	335,628	335,628

領収済通知書 (労働1)

※取扱庁名 ○○労働局 ※取扱庁番号 00075331

①労働保険番号 ②都道府県 ③所管管轄 ④基幹番号 ⑤枝番号

⑥会計年度(元号：平成は7) ⑦概算年度(元号：平成は7) ⑧収納年月日(元号：平成は7)

⑨納付の目的 ⑩収納区分 ⑪収納機関 ⑫認決区分 ⑬徴定 ⑭デシ

1.平成 ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

2.平成 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(住所) 〒 ×××-×××× ××市○○( )

(氏名) 株式会社 ○○

※印書された住所、氏名等一切訂正しないでください

納付の場所



電子申請を行う場合のアクセスコードです。

P.29の「電子申請による年度更新手続きについて」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

作成した「保険料・拠出金申告書内訳」の④欄の合計数を記入してください。

[確定]

⑧欄 「保険料・拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業総括表から転記してください。

[概算]

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

平成24年度の工事实績に基づく「賃金総額」の200/100を上まわらず50/100を下まわらない限り平成24年度と同額で算定してください。

なお、平成25年度メリット制適用事業場においては、「平成25年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額に関係なく、3回に延納することができます。

⑳欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 1,000,000円	-	⑩欄 確定保険料額 1,006,886円	=	⑳欄 差引額 (△)不足額 6,886円
------------------------------	---	----------------------------	---	----------------------------

※充当の例 P.12以降を参照してください。

㉘欄、㉙欄 「事業主」

郵便番号、電話番号、労働保険事務組合の住所・名称を記入してください。

氏名記入欄の押印については、記名押印又は組合長の自らの署名のいずれかになります。

今期納付額を記入

※納付額の訂正はできません。(もし書き損じたら新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。

(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

申告書 継続事業 (一括有期事業を含む)

標準字体 0123456789

提出用

平成25年 6月11日

あて先 〒×××-×××× ××市××

〇〇労働局 tky13rlz

労働保険特別会計歳入徴収官殿

4年4月1日から平成25年3月31日まで

⑧欄 ⑨欄 ⑩欄 ⑪欄 ⑫欄 ⑬欄 ⑭欄 ⑮欄 ⑯欄 ⑰欄 ⑱欄 ⑲欄 ⑳欄 ㉑欄 ㉒欄 ㉓欄 ㉔欄 ㉕欄 ㉖欄 ㉗欄 ㉘欄 ㉙欄 ㉚欄 ㉛欄 ㉜欄 ㉝欄 ㉞欄 ㉟欄 ㊱欄 ㊲欄 ㊳欄 ㊴欄 ㊵欄 ㊶欄 ㊷欄 ㊸欄 ㊹欄 ㊺欄 ㊻欄 ㊼欄 ㊽欄 ㊾欄 ㊿欄

5年4月1日から平成26年3月31日まで

①欄 ②欄 ③欄 ④欄 ⑤欄 ⑥欄 ⑦欄 ⑧欄 ⑨欄 ⑩欄 ⑪欄 ⑫欄 ⑬欄 ⑭欄 ⑮欄 ⑯欄 ⑰欄 ⑱欄 ⑲欄 ⑳欄 ㉑欄 ㉒欄 ㉓欄 ㉔欄 ㉕欄 ㉖欄 ㉗欄 ㉘欄 ㉙欄 ㉚欄 ㉛欄 ㉜欄 ㉝欄 ㉞欄 ㉟欄 ㊱欄 ㊲欄 ㊳欄 ㊴欄 ㊵欄 ㊶欄 ㊷欄 ㊸欄 ㊹欄 ㊺欄 ㊻欄 ㊼欄 ㊽欄 ㊾欄 ㊿欄

0,000円

86円

28円

28円

労働保険 国庫金

5331

0847

6118

25

05

342,516円

3,518円

346,034円

別紙のとおり

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

労働保険事務組合〇〇協会

組合長〇〇

〇〇工務店

342,516円

3,518円

346,034円

# 11 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿(アスベスト)健康被害者(労災補償の対象にならない方)の救済費用に充てるため、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主(アスベストの製造、販売を行ってきた事業主)からの特別拠出金と併せて、事業主の皆様にご負担いただくものです。

## (1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております。

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)  
第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。  
2 (略)  
3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

## (2) 納付方法(納付時期)

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定のみの手続となります。

延納(分割納付)はできません。

## (3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1000分の0.05です。労災保険のメリット対象事業場についても、一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

## (4) 算定方法

〔継続事業の場合〕

事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1000分の0.05)

(例) 賃金総額1千万円の場合

$1\text{千万円} \times 0.05 / 1000 = 500\text{円}$  (1円未満切り捨て)

〔有期事業の場合〕

平成19年4月1日以降に開始した事業(工事等)の分を申告・納付します。

① 支払賃金による賃金総額

事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1000分の0.05)

② 特例による賃金総額(工事全体の支払賃金総額を正確に把握することが困難な場合)

請負金額 × 労務費率 = 特例による賃金総額

特例による賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1000分の0.05)

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

○ 救済に関するお問い合わせ先(ホームページ等)は以下のとおりです。

・ 独立行政法人 環境再生保全機構  
フリーダイヤル0120-389-931

<http://www.erca.go.jp/>

・ 環境省 地方環境事務所

<http://www.env.go.jp/region/>

## 12 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業の名称、所在地、事業の種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を所掌1の事業所轄の労働基準監督署に、所掌3の事業は所轄のハローワークに提出してください。

## 13 電子申請による年度更新手続について

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署の窓口へ出向くことなく手続を行うことができます。(電子申請するにあたっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行した電子署名用の電子証明書の取得が必要です。)

また、年度更新申告書に「アクセスコード」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードした後に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

詳しくは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)や、P.30～P.32に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号0570-041041(PHS・IP電話等の場合017-721-0363)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)へお問い合わせください。※通話は有料。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0123456789  
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。  
OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

平成 25 年 月 日

あて先 〒XXXX-XXXX  
〇〇市〇〇〇-〇〇

〇〇労働局 uaj39uuy ← アクセスコード

労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力微定コード

※各種区分

①労働保険番号 XX101930200-000

②増加年月日(元号:平成は7) 元号 月 日 項3

③事業廃止等年月日(元号:平成は7) 元号 月 日 項4 項5

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高齢労働者数 ※保険関係※片保険理由コード

⑦区分 算定期間 平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料・一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

(イ) (イ) 1000分の(イ)

(注2)(注1) 石綿による一般拠出金

なるべく折り曲げないこと

# 14 年度更新手続はパソコンから行うことができます!!

## 電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。

●使用されているインターネット環境に接続されている機器から<http://www.e-gov.go.jp/>にアクセスしてください。

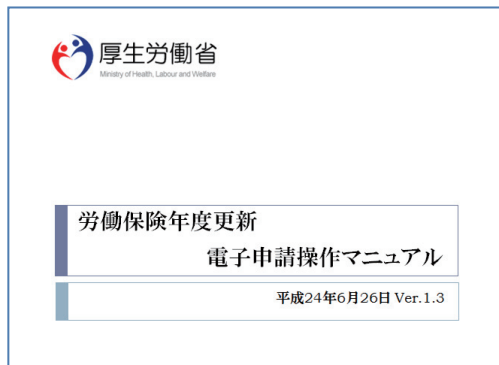


●メインメニュー画面より、「電子申請のトップページ」ボタンをクリックして、「電子申請システム」画面へお進みください。



●e-Govを初めて使用される方は、「初めてのはこちら」ボタンをクリックして、各種環境設定を行ってください。

●労働保険の年度更新手続きにつきましては、「労働保険料申告書(年度更新申告)マニュアル」に手続きの詳細な手順を掲載しておりますので、ご参照ください。



●マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続について記載しておりますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。  
●e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター(電話番号0570-041-041(PHS・IP電話等の場合017-721-0363)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください。



## 審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。

●審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問い合わせ番号」が必要になりますので、申請データを送信後の表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問い合わせ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。

●「電子申請システム」画面の「状況照会」項目にある「状況照会」をクリックしてください。

●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」「問い合わせ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。

●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

## 電子納付のご案内

労働保険料の納付手続きについては、電子納付をご利用いただけます。

検索の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

前回の検索日時: 一年一月一日一時一分一秒  
 納付番号: 2012816150000811  
 手続名: 年度更新申告/電子申請

現在の申請状況は、審査終了です。

手続の経過(日付)

申請	2012年05月16日 13時30分08秒	審査中	2012年05月17日 09時04分34秒	審査終了	2012年05月17日 09時15分42秒	手続終了
----	--------------------------	-----	--------------------------	------	--------------------------	------

戻る 補正通知一覧 コメント通知一覧 **納付情報一覧** 文書一覧

●「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法は前ページをご参照ください。)

●「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックしてください。



納付情報一覧

検索の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

納付番号: 2012816150000811  
 手続名: 年度更新申告/電子申請

項目	納付番号	納付額	納付機関番号	手続名	納付日	納付状況	電子納付	通信欄
1	01200100000000035	683836	00480	ロフトのアルバイト 2012年07月18日	609,150円	納付待ち	電子納付	

戻る

●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

### A 電子申請による年度更新申告手続と同時に電子納付を行う場合

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。

画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

### B 電子申請による年度更新申告手続後、後日電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

### C 電子申請による年度更新申告手続後、後日ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

### 注意事項

●インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。  
(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ <http://www.pay-easy.jp/where/index.html> を参照してください。)

●労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。  
詳しくはこちらまで (<http://www.pay-easy.jp/index.html>)



都道府県労働局・労働基準監督署  
 社会保険・労働保険徴収事務センター